

令和 2 年度

国の施策及び予算に関する提案・要望

令和元年 1 1 月

関東地方知事会

令和元年11月8日及び15日に関東地方知事会において、別紙のとおり決議しました。

つきましては、決議事項の趣旨を御理解の上、その実現について御尽力を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

令和元年11月

関東地方知事会

会 長	千 葉 県 知 事	森 田 健 作
	東 京 都 知 事	小 池 百合子
	茨 城 県 知 事	大井川 和 彦
	栃 木 県 知 事	福 田 富 一
	群 馬 県 知 事	山 本 一 太
	埼 玉 県 知 事	大 野 元 裕
	神 奈 川 県 知 事	黒 岩 祐 治
	山 梨 県 知 事	長 崎 幸太郎
	静 岡 県 知 事	川 勝 平 太
	長 野 県 知 事	阿 部 守 一

目 次

1 令和元年台風第15号、第19号及び10月25日の大雨による 災害を踏まえた緊急要望	1
2 地方分権改革の推進について	10
3 5Gネットワークの早期構築について	25
4 医師確保対策について	27
5 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理について	29
6 特定外来生物クビアカツヤカミキリ対策について	31
7 指定難病及び小児慢性特定疾病の患者に対する医療費助成制度 の申請・認定等手続の簡素化について	32
8 太陽光発電施設の適切な廃棄等に向けた取組について	33
9 認知症施策推進大綱を踏まえた施策の推進について	35
10 子どもの死亡事例検証制度の推進について	37
11 地震・風水害対策等の推進について	39
12 高齢運転者の交通事故防止対策について	47
13 CSF（豚コレラ）対策の強化について	49

1 令和元年台風第15号、第19号及び10月25日の大雨による災害を踏まえた緊急要望

台風第15号では、これまでにない暴風により、広範囲で長期にわたる停電や断水、全壊、半壊、一部損壊などの住家被害のほか、農林水産業や中小企業などに、甚大な被害が発生した。

また、台風第19号では、記録的な豪雨により、河川の氾濫や土砂崩れなど、東日本各地の広範囲にわたり、被害が発生したところである。

さらに、10月25日には、わずか半日で1か月分の猛烈な雨が降り、関東から東北にかけて、土砂崩れや河川の氾濫による浸水が発生するなど、再び、大きな被害が生じた。

ここまですさまじい異常気象による風害、水害が多発してくると、都県や市区町村レベルで対応できる限度を超えてしまう。

いつ発生するかわからない災害への備えは喫緊の課題であることから、全国知事会が要望した別添『令和元年台風第15号及び第19号等により甚大な被害を受けた被災地の復旧を促進するための緊急要望』のうち、既に措置された事項については地方自治体や被災者等が利用しやすいものとなるよう要望趣旨に沿った制度設計や運用を行い、いまだ措置されていない事項については引き続き実現に向けて取り組むとともに、多発している風水害への対策の充実強化を図るよう、次の事項を追加して要望する。

1 風害対策について

地球温暖化により、増加が懸念される猛烈な台風に対する調査研究を充実・強化し、科学的知見を踏まえた対策を、国の主導により講じるとともに、技術的、財政的支援を検討するなど、風害対策の充実を図ること。

2 水害対策について

頻発する記録的な豪雨や大型化する台風による大規模な水害及び土砂災害に対し、科学的知見を踏まえた対策を講じるとともに、都県が行う河川・下水道・急傾斜地整備などのハード対策や浸水想定区域図の作成等のソフト対策を総合的に進められるよう、技術的、財政的支援の充実に努めること。

令和元年台風第 15 号及び第 19 号等により甚大な被害を受けた 被災地の復旧を促進するための緊急要望

本年 9 月に関東地方を直撃した台風第 15 号では、暴風による住宅の損壊や大規模停電などが住民生活に大きな支障をもたらし、復旧は未だ半ばの状況にある。

また、10 月 12 日から 13 日にかけて、強い勢力を維持して上陸した台風第 19 号は、各地で観測史上最多の降雨となるなど、東日本全体に記録的な豪雨をもたらし、全国で 71 の河川で堤防が決壊するなど（10 月 30 日時点）、各地で河川の氾濫、がけ崩れや土砂の流出が発生し、床上または床下浸水した家屋は 6 万 8 千棟を超え（10 月 31 日時点）、被害は甚大なものとなっており、さらに、10 月 25 日からの大雨も加わり、被害はさらに拡大してきている。

また、停電や断水といったライフライン被害をはじめ、幹線道路や鉄道網の寸断は復旧に時間を要し、長期にわたり住民生活に影響を及ぼすことが懸念される。

こうした一連の災害で、現在なお行方不明となっている方の捜索・救助とともに、未だ復旧途上にある台風第 15 号、懸命な復旧活動が続く第 19 号、さらに 10 月 25 日からの大雨による被災地の本格的な復旧・復興を促進するため、さらには、こうした未曾有の被害を繰り返さないために、国において、対策の充実強化を一層、加速するよう、下記事項について要望する。

1 被災者の生活支援

(1) 被災者の生活再建支援の充実について

ア 災害救助法や被災者生活再建支援法など、被災者支援に関わる施策について、台風第 15 号及び第 19 号、さらには 10 月 25 日からの大雨による被害を 1 つの災害とみなし、被害を通算して法適用等を行うこと。

イ 被災者支援については、災害救助法や被災者生活再建支援法、国の交付金の活用など、趣旨の異なる支援制度が存在することから、被災者にとってわかりやすく、不公平感を招かない制度運用を行うこと。

ウ 被災者支援に関する各種制度について、県及び市町村の労務を軽減するための事務の共通化や簡素化を図るとともに、財政負担が過重にならないよう地方財政措置を強化すること。

エ 応急仮設住宅の建設など災害救助法の支援メニューごとに定められている費用の限度額について、被災地の実情に応じ弾力的な運用を図ること。

また、応急仮設住宅について、全壊等とされている入居対象者の適用範囲を緩和するとともに、その供給について、必要な支援を行うこと。

オ 被災者生活再建支援法による支援金の支給にあたっては、対象となる被災世帯を「全壊」、「大規模半壊」に限定せず、「半壊」世帯にも拡大すること。

また、床上浸水被災者を幅広く救済できるよう、半壊に係る査定要件を緩和

すること。

カ 被災者の今後の生活再建に伴うストレスや悩みに対応するため、精神科医等の専門家によるワンストップ相談等の実施に必要な支援を行うこと。

また、被災児童生徒の心のケア等に対応するため、災害救助法が適用された地域について、緊急スクールカウンセラー等活用事業交付金の適用地域とすること。

キ 住宅金融支援機構の災害復興住宅融資制度について、住宅再建に係る被災者の負担軽減を図るため、現行制度よりも融資利率を引き下げるなど、特段の配慮を行うこと。

ク 被災者が医療福祉サービス等を安心して受けることができるよう、保険料、利用者負担額の減免に要する費用を全額補填すること。

(2) 災害救助法の適用区域の拡大について

台風第19号等による被害が広範囲なものであることから、災害救助法の適用に当たっては、被害状況を広域的な視点で判断し被災した全ての市町村が適用されるよう、適用対象となる被害の程度及び世帯数を緩和するなど、適用区域の拡大を図ること。

2 商工業、農林水産業など産業の再建・復旧への支援

(1) 商工業や農林水産業等に対する支援について

ア 商業施設や工場等の事業所が冠水するなど、事業者には甚大な被害が生じているため、本災害により影響を受けた事業者の迅速な事業再開や事業継続に繋がるよう、被災した事業用建物や設備等の復旧を支援する補助制度を創設するなど、必要な支援を行い、併せて各種制度について、財政負担が過重にならないよう地方財政措置を強化すること。

また、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例措置については、「中小企業所得推定額」の割合を引き下げるなど、指定要件を緩和するほか、この対象に災害救助法施行令第1条第1項第4号の適用があった市町村も加えるなど、制度の拡充を図ること。

イ 農林水産業の生産活動の早期再開のため、生産基盤や生産施設・機械の復旧等に係る補助制度の支援拡大や創設、災害関連資金の無利子化など生産活動の再開に必要な経費の負担軽減、共済金の早期支払いなど、必要な支援を行うこと。

ウ 被災事業者の雇用の維持・確保を図るため、雇用調整助成金の助成率の引上げ等、特例措置を実施すること。

エ 養豚農家において豚コレラの感染拡大の不安が高まっている中、河川の氾濫等に伴って野生イノシシの生息域が移動した可能性があることから、経口ワクチン散布やワクチン接種推奨地域の拡大等、豚コレラの感染拡大防止に向けた

対策を、国において早急に検討すること。

(2) 観光産業に対する支援について

被害を受けた観光事業者に対して、事業再開に必要な支援を行うこと。

また、旅行需要を一日も早く回復させるため、風評被害を防止するための地域の現状に関する正確な情報発信を国内はもとより海外に対しても行うとともに、誘客のため、過去の災害復興と同様に、情報発信や旅行商品・宿泊料金の割引・販売及びプロモーション費用に対して、必要な支援を行うこと。

3 河川、道路、電気等インフラの復旧支援

(1) 激甚災害の指定等の財政支援の充実について

ア 公共土木施設、上下水道施設、農地・農業用施設、林地・林業用施設、漁港・漁業用施設、学校施設、文化財等の災害復旧等及び災害で被害を受けた中小企業への支援を円滑かつ早急に行うため、本災害について「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用を進めること。

併せて、激甚災害の適用措置における災害復旧事業等の嵩上げ措置について、地域の実情に合わせて対象要件を緩和すること。

イ 被災地方公共団体が行う応急対策や被災者の救援、災害復旧等に多額の経費を要するため、特別交付税の配分、災害復旧事業及び災害関連事業に係る予算の確保に特段の配慮を行うこと。

また、普通交付税不交付団体にも甚大な被害が発生していることから、不交付団体の予算確保にも特段の配慮を行うこと。

(2) 公共土木施設等の災害復旧事業の早期実施について

ア 被災施設等の早期復旧を図るため、災害査定や災害復旧事業の早期着手に向けた特段の配慮を行うこと。

さらに、被災地域が広範囲に及び、被災施設も多数に上ることから、東日本大震災と同様に机上査定で行う要件を緩和するなど、柔軟な運用や手続きの簡素化を図るとともに、災害査定に要する測量や調査、設計等の費用について、地方負担の軽減を図ること。

イ 災害復旧事業の実施にあたっては、再度の災害発生を防ぐため、原形復旧だけでなく、堤防の改良や護岸強化等の改良復旧を積極的に推進すること。

ウ 県が管理する河川における大規模な被災箇所については、国の施行により早期復旧を図ること。

特に、堤防の決壊や越水が発生した阿武隈川、吉田川、越辺川、久慈川、千曲川等の国管理河川については、迅速な復旧を図るとともに、抜本的な再発防止策を講じること。また、県管理区間の大規模被災箇所についても国が一体的に施行することで、迅速な復旧を図ること。

また、水系一貫管理の原則に基づき、国管理区間と県管理区間が混在する大

河川のいわゆる「中抜け区間」等について国による一元管理を行うなど、抜本的な再発防止策を講じること。

エ 浸水等により、流域・公共下水道処理場のポンプ施設等に甚大な被害が生じているため、当該施設の復旧、再開に向け、応急対応を含め、必要な支援を行うこと。

(3) 道路、鉄道など交通網の早期復旧について

ア 土砂崩落等により住民の生活道路に甚大な被害が発生しているため、早期復旧に向けて必要な支援を行うとともに、発災時の緊急輸送に不可欠な高速道路や国直轄道路等については地域の基幹となる道路であることから、迅速な復旧や支援を図ること。

イ 土砂災害などによる孤立の解消に向け、県道・市町村道など住民の生活道路の早期復旧を図るため、必要な人材や技術、財政支援を行うこと。

また、復旧が技術的に困難な箇所は、国の権限代行により復旧すること。

ウ 社会経済活動に与える影響が大きい北陸新幹線などの幹線鉄道について、一日も早い本格運行の再開に向け、JR東日本と連携し取り組むこと。

エ 地域住民の足となる鉄道については、特に交通弱者にとっては欠かせない交通インフラであることから、早期に復旧できるよう必要な支援を行うこと。

また、復旧費用に対する財政支援の大幅な拡充を行うこと。

さらに、台風被害により運行不能となった鉄道区間について、沿線地域の住民の通勤・通学等に深刻な影響が及んでいるため、交通事業者又は地方自治体の実施する代替交通の確保について、制度面及び財政面での必要な支援を行うこと。

なお、東日本大震災の津波により壊滅的な被害を受けた三陸鉄道については、本年3月に三陸鉄道リアス線として開業して間もない中で、台風第19号により甚大な被害を受けた。被災地域の復興を牽引する役割を担っている三陸鉄道に対して、早期の運行再開に向けた支援を行うこと。

(4) 医療施設、社会福祉施設、学校施設、警察署等の早期復旧に向けた支援について

ア 浸水等の被害を受けた病院、社会福祉施設、学校施設、警察署等に甚大な被害が生じているため、早期に復旧、再開ができるよう、必要な支援を行うこと。

イ また、浸水被害の大きな社会福祉施設等の災害復旧に係る補助対象選定にあたっては、移設・建て替え等の柔軟な対応を認めること。

併せて、施設復旧までの間、リースにより応急仮設施設を活用する場合の経費などについても支援対象とすること。

ウ さらに、警察署等の災害拠点施設や交通信号機等の交通安全施設については、住民の安全確保のためにも早急に復旧する必要があることから、国庫補助要件の緩和や補助率の嵩上げなど、必要な支援を行うこと。

エ 災害対応拠点となる自治体庁舎をはじめ避難所や医療施設、社会福祉施設等が自家用発電機の導入等停電対策を早期かつ計画的に取り組めるよう、緊急防災・減災事業債等の国の財政的支援について、より一層の充実・強化を図ること。

(5) ライフラインの早期復旧及び対策強化について

重要なライフラインである水道施設の早期復旧を図るため、災害査定や災害復旧事業の早期着手に向けた特段の配慮を行うこと。

また、大型で強い台風による暴風に備え、送電・配電施設の強靱化、非常用電源対策の強化に事業者とともに取り組むこと。

さらに、ライフラインの停止や復旧活動の状況、復旧見込み等の情報について、国、ライフライン事業者（水道・電力等）、自治体が共有し、連携して対策が講じられるよう、対応策を検討するとともに、指定公共機関である事業者への指導に努めること。

(6) 復旧・復興に必要な人材の確保について

ア 迅速な復旧や被災者への生活再建支援など、さらに多くの職種の人材が必要となることから、その派遣については引き続き必要な支援を行うこと。

なお、地方自治体職員の全国的な派遣調整については、被災地における多職種間での緊密な連携が図れるよう、省庁間で十分な調整を行うこと。

イ 地方自治体が職員派遣や受入れなどに要した経費について、応援団体・受援団体双方に負担が生じないように、支援措置を充実すること。

4 災害廃棄物対策

(1) 災害廃棄物処理の推進について

ア 膨大な災害廃棄物が発生しており、被災市町村の財政負担の軽減を図る必要があるため、被災市町村等が実施する災害等廃棄物処理事業等について、補助率の嵩上げ等を行うこと。

また、半壊以下の家屋についても事業の対象とするなど、予算の確保及び早期の採択を行うとともに、事業実施に当たって適切な助言や広域的な連携支援に関する調整を行うこと。

また、道路に大量の災害廃棄物が集積・放置され、通行に支障が生じ、早期の復旧・復興の大きな妨げになっていることから、都道府県が道路管理者として緊急的に災害廃棄物を撤去・運搬する場合についても、災害等廃棄物処理事業の対象とすること。

イ 災害に伴って発生した漂流・漂着物や海底の堆積物の回収・処理については、国の費用負担により、緊急に実施すること。

5 感染症対策

河川の氾濫などにより大規模な浸水被害が発生していることから、浸水した家屋や避難所等における感染症の発生・まん延を防止するための感染症予防事業を支援するとともに、消毒作業や害虫駆除等に必要な薬品やマスク等、被災地域において必要な物品を確実に確保できるよう、必要な支援を行うこと。

6 復旧・復興に向けた財政措置

(1) 国の補正予算の編成について

被災者の救援、災害復旧等に多額の経費を要することから、これらに全力で確実に取り組めるよう、国において必要な補正予算を編成すること。

(2) 特別交付税総額の増額確保について

様々な財政需要や既に発生した災害への対応に加え、今般の甚大な台風被害への対応経費は過大になることが想定され、厳しい財政状況に置かれている自治体にとって、現状の特別交付税の総額（約9,700億円）では対応できないことから、今回の災害についても国の補正による加算を行うこと。

また、加算にあたっては、災害対応に要する経費を幅広く捕捉し、その経費を確実に増額確保すること。

7 総合的な防災・減災対策、国土強靱化に向けた取組

(1) 継続的な防災・減災対策の強化について

平成30年7月豪雨等を踏まえて「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」による取組が実施されているが、東日本大震災の被災地や、関東・中部地方など広範な地域で災害が発生していることから、緊急対策以降も継続して防災・減災、国土強靱化に取り組めるよう検討し、対策を強化すること。

なお、市町村における国土強靱化地域計画の策定について、策定期間の一定の配慮を含めた策定支援を検討すること。

(2) 東日本大震災及び原子力災害からの復旧・復興事業等への対応について

東日本大震災及び原子力災害からの復旧・復興はまさに途上であり、被災県においては、鋭意、事業を進めているところである。これらの進捗に影響が出ることが懸念されることから、事業完了に向け、実情を踏まえた特段の措置を行うなど、国が最後まで責任を持って対応すること。

(3) 総合的な治水・治山・土砂災害対策の推進について

堤防の越水や決壊が発生した箇所については、堤防のかさ上げや浸透対策など、洪水氾濫を未然に防ぐ対策を実施するとともに、越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する対策を推進すること。

また、森林の荒廃や風倒木、土砂・流木の流出による被害が発生している箇所については、二次災害防止対策や応急対策の実施において、補助事業における採

択要件の緩和など、あらゆる支援を実施すること。

さらに、洪水や土砂災害の危険度や避難場所、避難経路などを事前に正しく理解し、災害発生時に適切に避難行動がとれるよう、ハザードマップの活用を含めた、防災知識の普及と啓発の一層の強化を図り、今後の大規模災害に備え、ハード・ソフト対策を総合的に推進すること。

(4) 地域防災力の強化について

ア 河川監視カメラの増設や適時的確な避難勧告等の発令に資する災害予防システムの構築等、防災情報の提供体制の強化を図ること。

イ 共助の最前線で人命救助にあたる消防団員の安全を確保し、消防団の機動力強化を図るため、消防車両を始めとする装備品の充実を支援すること。

令和元年 11 月 1 日

全国知事会緊急広域災害対策本部 本部長
(全国知事会会長)
飯泉 嘉門

全国知事会緊急広域災害対策本部 副本部長
(全国知事会危機管理・防災特別委員会委員長)
黒岩 祐治

2 地方分権改革の推進について

地方分権改革は、地方自らの判断と責任による自主的・自立的行政運営を促進し、個性豊かで活力のある地域社会を実現するために不可欠である。

また、地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服するため、国を挙げて「地方創生」に取り組む中、地方分権改革はその基盤となるものであり、極めて重要なテーマであることから、着実に推進していくことが必要である。

政府は、これまで、国と地方の協議の場に関する法律や累次の一括法、「提案募集方式」などにより地方分権改革を進めてきた。しかし、国から地方への事務・権限の移譲は地方が求めてきたものの一部しか実現しておらず、義務付け・枠付けの見直しに際しても「従うべき基準」が多用されてきた。また、「提案募集方式」についても実現に至らなかった地方の提案が相当数あるなど、その取組は十分とは言えない。

政府においては、国と地方の役割分担を明確にし、地方の自主性及び自立性を高めるという地方分権改革の原点に立ち、「地方分権改革の総括と展望」において改革の使命とされている「個性を活かし自立した地方をつくる」を実現するために、国から地方への事務・権限の移譲や税源移譲の実現等の更なる改革の具体化に向け、強いリーダーシップの下、迅速かつ全力を挙げて取り組むべきである。

また、我が国の景気は緩やかに回復しているものの、海外経済の動向と政策に関する不確実性、金融資本市場の変動の影響など景気の先行きに対する不透明感も見られる。さらに、地方財政は、臨時財政対策債の累増や社会保障関係費等の増加など、引き続き厳しい状況にあることから、持続可能で安定的な財政運営ができる地方税財政制度を早急に構築することが不可欠である。

したがって、政府は真の地方分権型社会の実現と、それにふさわしい

地方税財政制度の構築のため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

I 真の地方分権型社会の実現

1 事務・権限の移譲

国の役割は外交・安全保障などに特化し、住民に身近な行政はできる限り地方に委ね、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決められるようにするという観点から、これまでに移譲した事務・権限にとどまらず、地方が強く求めてきたハローワークや中小企業支援に係る事務・権限などの移譲についても、地方の意見を十分に踏まえ、積極的に取り組むこと。

特に、地方版ハローワークなどの新たな雇用対策の仕組みについては、財政的支援では特別交付税措置等がされたものの、地方にとって十分とは言えないため、より一層の支援を求める。また、情報の提供では令和2年1月に求人情報は一定の改善がされるものの、求職者の情報には課題があるため、求職者の同意を得られやすい登録方式の導入と情報提供範囲の拡大を併せて進め、地方に対しても国と同等の情報が提供されるよう改善すること。

ハローワークの地方移管については、これで最終決着とせず、新たな雇用対策の仕組みの成果や課題を検証し、全面移管を実現すること。

事務・権限の移譲に当たっては、税財源を一体的に移譲し、新たに担う役割に見合う財源を、全ての地方自治体が確保できるようにすること。なお、税財源の移譲が実現するまでの間は、移譲される事務・権限に係る事業の実施に要する財源総額を、法律に基づく交付金により確実に措置すること。

また、人員の移管を伴う場合には、地方が必要とする人材の確保が可能となるよう、主体的に選考できる仕組みなどについて、地方と十分に協議を行うこと。

2 義務付け・枠付け等の見直し

地方自治体の自由度を拡大し、地方の創意工夫を活かした住民本位の施策を推進できるようにするため、地方の裁量を許さない「従うべき基準」は真に必要なものに限定し、新たな設定は原則行わないこと。

既に設定された「従うべき基準」については、三次にわたる一括法の附則の規定を踏まえ、廃止又は参酌すべき基準とするよう速やかに見直すこと。

また、今後の新たな義務付け・枠付けを必要最小限にするため、立法プロセスに地方自治体が適切に関与していく仕組みを確立すること。

3 「提案募集方式」による改革の推進

政府は昨年の「提案募集方式」について、地方からの提案のうち、実現・対応するものが約9割であるとしている。

しかし、実現・対応となった提案の中には、「検討」とされたものや提案どおりの対応になっていないものも含まれている。

今年の提案募集では、全国から寄せられた提案総数301件のうち、約3割が提案対象外等として扱われており、そのうち、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」に整理されたものが約9割となっている。加えて、本来の提案の趣旨が税制改正を求めるものではなかったにも関わらず、要項上「国・地方の税財源配分や税制改正」に関することが提案の対象外であることを理由として、提案自体が認められないケースもあった。

については、提案募集に当たっては、制度導入の趣旨を踏まえ、地方の支障の根本的な解決を図り、より一層の成果が得られるよう検討すること。

併せて、地方がより活用しやすい制度となるよう、税財源に関することも提案の対象とすることや、一律に具体的な支障事例を求めないなど、地方の意見を取り入れ、制度の見直しを行うこと。加えて、過去に実現

できなかつた提案のうち、地方から再提案があつたものについては、改めてその実現に向けて積極的に取り組むこと。

検討の結果、提案内容を実現できなかつた場合は、提案主体の納得が得られるよう、地方に委ねることによる支障など国が立証・説明責任を果たすこと。

これまでの対応方針に掲載された事項については、全ての進捗状況を適宜確認し、地方と情報共有を図るとともに、「検討」するとされている提案についても政府全体として適切な進行管理及びフォローアップを行うこと。併せて、提案どおりの対応になっていないものについては、支障の解消につながっているのか提案団体の意見を踏まえた検証をしていくこと。

第9次地方分権一括法により措置される事項等については、地方が条例制定等の必要な対応を支障なく行えるよう、速やかに政省令を整備すること。

なお、「提案募集方式」があることを理由に、国自らによる権限移譲、義務付け・枠付けの見直し等の検討をしないことはあつてはならず、更なる地方分権改革に主体的に取り組むこと。

4 国による規制改革の推進

地方創生の取組を具現化し、力強い潮流をつくっていくために、地方分権改革の推進と併せて、地域の実情を考慮した規制改革を進めること。

この場合において、規制改革実施計画の着実な実施を図ることはもちろん、規制改革ホットラインに寄せられた要望の実現に向け積極的に検討するとともに、「地方創生特区」を含む国家戦略特区や構造改革特区において、地方からの提案を最大限実現する方向で取り組むなど、大胆な規制改革を講ずること。

また、国家戦略特区の成果の全国展開を着実に推進するとともに、全国的に要望の多い規制改革事項については、特区に限ることなく直ちに

全国的な規制改革を実施すること。

なお、国が検討を進めている地方における規制改革については、これまで着々と進められてきた地方分権改革の成果を否定することのないよう、議論を行うこと。

5 「国と地方の協議の場」の実効性確保

国と地方の協議に当たっては、真に国と地方が対等・協力の関係の下、協議の対象を幅広く捉え、国は自ら、政策の企画・立案段階から積極的に地方と協議し、地方の意見を十分に反映させること。

特に、地方の行財政の運営に影響の大きい施策については、地方自治法に定められている事前情報提供制度等の趣旨を十分に踏まえ、地方への迅速な情報提供を行うとともに、早期に地方と協議を行うこと。

また、協議に際しては、事前の検討期間を十分設けるほか、全てを本会議で協議するのではなく、「地方税財政分科会（仮称）」や「社会保障分科会（仮称）」など分野別の分科会を設置するなど、実効性のあるものとし、形式的な運用は断じて行わないこと。

6 地方自治法の抜本改正

現行の地方自治法をはじめとする地方自治制度は、地方自治体の組織・運営の細目に至るまで規定し、事実上、国が地方行政を統制する仕組みとなっていることから、地方自治体の裁量権を広範に保障するため、地方の意見を十分に踏まえ、早急に地方自治法の抜本改正などを行うこと。

II 真の地方分権型社会にふさわしい地方税財政制度の構築

1 分権型社会にふさわしい税財源の充実強化のための抜本的改革

現状では、地方と国の歳出比率が6対4であるのに対し、税源配分は4対6であり、仕事に見合う税源が地方に配分されていないことから、

地方が担うべき事務と権限に見合った地方税財源の充実強化を図る必要がある。

地方が真に自立した安定的な財政運営を可能とするため、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を図りつつ、国から地方への税源移譲を速やかに進めるなど、地方が自由に使える財源の拡充につながる地方税財政制度の抜本的改革を行うこと。

なお、地方税財源の充実が図られるまでの間にあっても、全ての地方自治体の財政運営に支障が生じないように、地方一般財源総額を安定的に確保すること。

2 地方創生に必要な財源の確保

令和元年度は、第1期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における最終年であり、地方創生の実現にとって極めて重要な1年である。また、地方創生は、地域が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服することを目的としているが、人口減少は構造的な課題であり、解決には長期間を要することから、地域の実情に応じて息の長い取組を実施していくことが必要不可欠である。これらのことから、地方創生の第2ラウンドに向け、第1期の総仕上げを踏まえた次期5か年戦略を早急に策定するとともに、地方創生のさらなる深化に向け、地域の実情を踏まえた地方自治体の主体的な取組に対する支援を拡充・継続すること。

令和元年度地方財政計画における「まち・ひと・しごと創生事業費」は引き続き1兆円が確保され、「地方創生推進交付金」も前年度同額の1,000億円が確保されるとともに、新規事業の申請上限数の見直しなど運用の改善が図られたところである。もとより地方創生の目的は、地域特性に応じた主体的かつ多様な事業展開を通じて地域の活力を高めていくものであり、地方自治体の創意工夫が最大限発揮されるよう、今後も交付金の運用の自由度をさらに高め、使い勝手のよいものに改善すること。

なお、地方創生拠点整備交付金については、平成 30 年度第二次補正予算で 600 億円が確保されたが、地方の施設整備事業の需要に対し、円滑かつ安定的に応えるため、今後は当初予算として計上するとともに、要件の緩和など地方の実情を踏まえた更なる弾力的な取扱いを行うこと。

特に、関東地方知事会構成都県の多くでは、生産年齢人口の減少や高齢化の進展等を背景に人材不足の一層の深刻化が予想されることから、各地方自治体の人づくりの取組に対し、国としても十分な支援を講ずること。

3 社会保障関係費に係る安定財源の確保等

少子高齢化の更なる進行に伴い、社会保障関係費は今後も増大することが見込まれる中、令和元年 10 月に消費税率の 10%への引上げが行われたが、増収分は全て社会保障の充実・安定化に向けるという原則をはじめ、地方が社会保障分野において担っている役割や、地方単独事業の重要性を十分に踏まえた上で、地方への安定した財源配分を確実に行うこと。

また、10%への引上げに伴い社会保障を全世代型のものとする事等の「新しい経済政策パッケージ」に係る施策を実施する際には、具体的な内容を早期に示すとともに、地方行財政に係るものについては、地方と十分に協議し、地方において必要となる安定財源を国の責任においてしっかり確保すること。

特に、幼児教育及び高等教育の無償化に係る令和 2 年度以降の地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を増額確保することとしているが、一般財源総額と同水準ルールの外枠で歳出に全額計上し、必要な財源を確実に確保すること。併せて、令和元年度においても、子ども・子育て支援臨時交付金により対応することとなっているが、対象児童数が想定人数を上回った場合にあっては、地方負担

分を全額国費で措置すること。

また、私立高等学校の授業料の実質無償化については、消費税率引上げによる増収分により一部の財源を確保した上で、令和2年度までに、「引き続き、政府全体として安定的な財源を確保」するとされており、国の責任において財源を確実に確保するとともに、その実施に当たっては、授業料が全国平均を上回る学校においても、地方に新たな負担を強いることなく実現できるよう、財政措置を講ずること。

なお、軽減税率制度の導入によって生じる減収分については、地方の社会保障財源に影響を与えることのないよう、代替税財源を確実に措置すること。

「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」に基づく改革を推進するに当たっては、今後の大幅な人口減少と少子高齢化を見据え、国民の負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現できるよう、社会保障の機能の充実、給付の重点化、制度運営の効率化に向けた検討を引き続き進めるとともに、「国と地方の協議の場」等において地方と真摯な議論を行うなど、制度設計に当たっては、企画立案段階から地方の意見を十分に反映させること。

特に、国民健康保険制度については、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となったが、制度の安定的な運営や国民の保険料負担の平準化に向けて、引き続き地方と協議しながら子どもに係る均等割保険料軽減措置の導入や国定率負担の引上げ等様々な財政支援の方策を講じ、今後の医療費増嵩に耐えうる財政基盤の確立を図ること。その際には、新たな地方負担を前提とせず、あくまで国の責任において、全ての地方自治体に対して財源を確保すること。

なお、国民健康保険の財政基盤の強化のため、平成28年12月22日社会保障制度改革推進本部決定により確約し、平成30年度から実施した財政支援の拡充については、国と地方との信頼関係を損なうことのないよう、消費税及び地方消費税の引上げ等の状況に関わらず、国の責

任において確実にを行うこと。

さらに、医療費適正化への取組を踏まえた国民健康保険の普通調整交付金の配分方法等の見直しに当たっては、所得調整機能を維持することを基本とするとともに、制度の円滑な運営に配慮し、地方の実情を十分に把握した上で検討を進めること。

その上で、全ての医療保険制度の全国レベルでの一元化に向けた具体的な道筋を提示すること。

4 自動車関係諸税の見直しに伴う代替税財源の確保

平成 31 年度与党税制改正大綱においては、自動車関係諸税について、「技術革新や保有から利用への変化等の自動車を取り巻く環境変化の動向、環境負荷の低減に対する要請の高まり等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。」とされたが、検討に当たっては、道路等の維持管理・更新や防災・減災等の推進に多額の財源が必要となること、自動車取得税の廃止に伴う減収分について十分な代替財源が確保されていないこと等を考慮し、地方の安定的な税財源を確保し、地方財政に影響を与えることのないよう十分な配慮を行うこと。

5 地球温暖化対策のための税制の円滑な運用に向けた取組

森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保については、新たに森林環境税及び森林環境譲与税が創設されたが、事業の実施及び税の徴収にあたり、その趣旨や目的について広く国民の理解が得られるよう、より一層の丁寧な説明に努めること。

また、都道府県が独自に課税している森林環境税等への影響が生じないように適切に調整すること。

さらに、市町村が主体となった森林整備等が円滑に進むよう、林野庁を中心に必要な助言や十分な説明を行うなど、制度の円滑な運用に向け

た取組を進めること。その際には、森林管理の主体となる市町村等の意見に十分配慮すること。

なお、森林環境譲与税については、創設目的や法定された用途を踏まえて、配分することが必要であることから、その具体的な使い道の把握に努めること。

6 地方法人課税の堅持

地方法人課税は、法人が事業活動を通じて地方自治体から享受する様々な行政サービスに対して応分の負担をするという大原則に基づくものであり、地方自治体の重要な自主財源であることから縮減は行わないこと。

なお、令和元年 10 月に、法人事業税の暫定措置が廃止され、法人住民税法人税割の更なる地方交付税原資化が行われた。さらに、地方法人課税における税源の偏在を是正する措置として、地域間の財政力格差拡大、経済社会構造の変化等に対応し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展していくため、法人事業税の一部が分離され、特別法人事業税・特別法人事業譲与税制度が恒久的措置として創設された。

本来、地方の自主財源を縮小させる地方税の国税化は、地方の自立と活性化を目指す地方分権に逆行するものであり、税収格差の是正は、地方税財源の拡充と財源調整機能を十分に発揮できるだけの交付税総額を確保することにより行うべきである。

そのため、地方法人課税の今後の在り方について引き続き議論し、地方分権改革に資する制度とすること。

7 法人実効税率の見直しに伴う代替財源の確保等

平成 28 年度税制改正においては、法人実効税率の引下げに当たり、法人事業税の外形標準課税の拡大等による課税ベースの拡大を行うことで財源を確保することとされたが、今後も更なる税率の引下げを行う

場合には、恒久減税には恒久財源を用意するという原則に則り、地方税による代替財源を確実に確保し、地方交付税原資の減収分も含め、全ての地方自治体の歳入に影響を与えないようにすること。

法人税改革を継続する中で、外形標準課税の適用対象法人の在り方等について検討を行う場合には、地域経済への影響も踏まえて、引き続き、中小法人への負担に配慮し慎重に検討すること。

また、分割基準の在り方について検討する場合には、社会経済情勢の変化に応じた企業の事業活動と行政サービスとの受益関係を的確に反映させ、税源の帰属の適正化を図るという観点を踏まえるとともに、法人の納税事務負担の軽減・簡素化を考慮した上で、より客観性のある指標とすることを基本とし財政調整を目的とした見直しは行わないこと。

さらに、法人実効税率の引下げに関連し、地方自治体が自らの課税自主権に基づき実施している超過課税については、地方自治体の判断を尊重すること。

8 法人事業税における収入金額課税の堅持

平成 31 年度与党税制改正大綱においては、「今後、法人事業税における収入金額課税全体としてのあり方を踏まえながら、小売全面自由化され 2020 年に法的分離する電気供給業及びガス供給業における新規参入の状況とその見通し、行政サービスの受益に応じた負担の観点、地方財政や個々の地方公共団体の税収に与える影響等を考慮しつつ、これらの法人に対する課税の枠組みに、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことについて、引き続き検討する」とされ、収入金額課税の見直しが今後の検討事項に位置づけられている。

収入金額課税は、受益に応じた負担を求める課税方式として、長年にわたり外形課税として定着し、地方税収の安定化に大きく貢献していること、原子力発電所をはじめとする大規模発電施設を有する電気供給事業者等は多大な行政サービスを受益していること等を踏まえ、同制度を

堅持すること。

9 ゴルフ場利用税の堅持

平成 31 年度与党税制改正大綱において、ゴルフ場利用税については、今後長期的に検討することとされたが、ゴルフ場利用税は、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策など、所在都道府県及び市町村が行う特有の行政需要に対応しており、その税収の 3 割はゴルフ場所在の都道府県の貴重な財源となっており、その税収の 7 割は所在市町村に交付金として交付され、特に財源に乏しい中山間地域の当該市町村にとって貴重な財源となっていることから、厳しい地方自治体の財政状況等を踏まえ、現行制度を堅持すること。

10 課税自主権の拡大

地方自治体の最も基幹的な自主財源である地方税に係る課税自主権の発揮については、制度的には法定外税や超過課税等が認められているものの、実際の適用には高いハードルがある。

神奈川県臨時特例企業税条例を違法、無効とした平成 25 年 3 月の最高裁判決は、そのことを明確に示したものである。この判決の補足意見では、地方自治体が法定外税を創設することの困難性が示され、「国政レベルにおける立法推進に努めるほかない」と指摘されたところである。

こうした指摘も踏まえ、真の地方分権型社会の実現に向けて、地方の課税自主権の拡大を制度的に保障するため、関係法令の抜本的見直しの検討を進めること。

11 地方交付税の充実及び臨時財政対策債の廃止

地方交付税については、地方固有の財源であることを明確にし、国による義務付けや政策誘導は排除すること。

地方が責任を持って地域経済の活性化等の施策を実施するには、基盤となる財源の確保が必要であるが、相次ぐ災害への対応や防災力の強化、地方創生の推進、高齢化への対応や子ども子育て支援の充実、児童虐待防止対策などの行政需要の増加が引き続き見込まれていることから、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保・充実するとともに、地方財政計画に地方の行政需要を的確に積み上げ、地方交付税本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、地方交付税総額を充実すること。

特に、令和2年度に施行される会計年度任用職員制度については、期末手当の支給など制度改正に伴う適正な勤務条件の確保に必要な地方の財政需要を、地方財政計画の歳出に確実に計上すること。

なお、歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるものを基準財政需要額の算定に反映する取組(トップランナー方式)については、国による政策誘導とならないよう、引き続き、条件不利地等、地域の実情に配慮し、交付税の財源保障機能が確保されるようにすること。

また、近年、地方の基金残高が増加していることから地方財政計画の歳出の適正化等を行うべきとの議論がある。近年の財政調整基金の増加は、大規模災害や経済不況による税収減等不測の事態に備えた財政運営の年度間調整の取組の現れである。地方は国と異なり、金融・経済政策・税制等の広範な権限を有しておらず、赤字地方債の発行権限も限定されていることから、不測の事態により生ずる財源不足については、歳出削減や基金取崩し等により対応せざるを得ない。加えて、国の施策に基づく特定目的基金の増加などの「制度的な要因」も存在する。

したがって、地方の基金残高が増加していることをもって地方財政に余裕があるかのような議論は適切ではなく、基金残高の状況を理由とした地方財源の削減は行わないこと。

令和元年度地方財政計画では、地方の一般財源総額について、前年度を上回る 62.7 兆円を確保した。また、地方交付税を 16.2 兆円確保する

とともに、折半対象財源不足を解消し、臨時財政対策債を対前年度0.7兆円減少させた。

しかし、臨時財政対策債については、特例的な措置であるにも関わらず、依然として継続され、国と地方の折半対象財源不足は解消されたが、全体としての地方の財源不足は解消されていないことから、税源移譲や地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な対策を講じ、直ちに廃止すること。

仮に、制度の再延長がなされる場合は、臨時財政対策債発行可能額の算定においては、過度な傾斜配分にならないようにするとともに、廃止までの工程を明らかにすること。

なお、臨時財政対策債の既往の元利償還金については、その償還額が累増していることを踏まえ、償還財源を確実に別枠として確保すること。

12 国庫補助負担金の見直し

地方の自由裁量を拡大し、国からの依存財源ではなく自主財源である地方税への税源移譲を進めることが重要であることから、国と地方の役割を見直した上で、国の関与をなくすべき事務に係る国庫補助負担金については、原則として廃止し、権限の移譲と併せて、地方税財源の拡充に向けた本質的な議論を行うこと。無論、国の負担を地方に付け替えるような一方的な見直しは厳に慎むこと。

なお、各府省の交付金等についても、税源移譲されるまでの間は、地方の自由度拡大や事務手続の簡素化などによる一層の運用改善等を図るとともに、地域経済に悪影響を与えることのないよう、事業の着実な実施のために必要な予算を継続的に確保すること。

さらに、国庫支出金のパフォーマンス指標の設定等の検討に当たっては、地方の意見を十分に踏まえること。また、国庫負担金については、法令に基づいて地方自治体が実施しなければならない事務であって、国が義務的に支出する経費であることから、引き続き、指標の対象から除

くこと。

また、国が都道府県を介さずに民間事業者等へ直接交付する補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものであることから、「空飛ぶ補助金」のうち中小企業支援やまちづくり、里地里山整備等の地域振興に資するものは、都道府県へ権限・財源を移譲するなど、地方自治体が実施する事業との連携を図り効果を最大限に発揮できる制度とすること。

13 直轄事業負担金制度の改革

直轄事業負担金制度は、直轄事業が全国的視野の下に国家的政策として実施されながら、地方自治体に対して個別に財政負担を課すものであることから、国と地方の役割分担等の見直しや地方への一体的な権限・財源の移譲に取り組む中で、必要な改革を速やかにかつ確実に進めること。

また、その際には、社会資本整備の着実な実施に配慮した新たな仕組みづくりに向けて、「国と地方の協議の場」等を通じて、地方と十分に協議をすること。

3 5Gネットワークの早期構築について

現在、インターネットをはじめとするICTは、生活の隅々まで深く浸透し、ICT産業の発展は近年の経済成長を支えている。

こうした中、世界では、AIやIoTなどのデジタル革命である第4次産業革命が進行しており、日本も世界に遅れることなく、「Society5.0」の実現に向けた取組を加速していく必要がある。

2020年春に商用サービス開始を予定している5Gは、高速大容量、超低遅延、多数同時接続という特徴から、あらゆるモノとヒトをつなぎ、ICTを活用した良質なサービス提供の基盤となるものである。

5Gネットワークを基盤としたIoT、クラウド、AI等の活用により、教育、医療、交通、防災など、様々な分野において、社会的課題を解決し、住民のQOLを向上させることが可能となる。

例えば、医療分野では、高精度の動画診療や画像転送などの遠隔医療が実現し、島しょ部や過疎地域においても専門医による診療を受けられるようになる。

また、モノとヒトが瞬時につながることで、都市部と地方部の連携・協力関係構築の加速が期待され、地方における住民サービスの継続、充実という点においても、大変重要な意味を持つ。

このように、最先端技術が生み出す豊かさを全ての人が等しく享受できるようにするためには、日本全国で5Gネットワークの早期構築を実現するとともに、ローカル5Gの取組を推進する必要がある。

併せて、5Gを活用した様々な事業展開に対する規制緩和などの環境も整備すべきである。については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 不感地域などへの5Gアンテナの基地局設置やローカル5Gの推進に必要な財源を確保すること。

- 2 5Gアンテナの設置に対し、よりコンパクトなアンテナや共同アンテナの開発など、必要な技術支援を行うこと。
- 3 5G活用によるサービス提供の障壁となりかねない規制については、早期に緩和措置を講じること。

4 医師確保対策について

医療法及び医師法の一部を改正する法律の施行に伴い、都道府県に医師確保計画の策定を義務付け、臨床研修病院の指定権限及び研修医定員の決定権限の都道府県への移譲等の措置が講じられ、都道府県は地域の実情を踏まえた医師の偏在対策に主体的に取り組むことと規定された。

国は、医師需給推計により 2028 年頃に医師総数は均衡するとしているが、医師の働き方改革による勤務時間数の短縮や女性医師数の増加、さらには医療の専門化及び高度化等、医師の勤務環境については先行きが不透明な状況にあることから、医師需給推計については、今後の状況をよく反映させた条件設定の下で再度検証を行っていく必要がある。

また、仮に、全国的な医師総数が充足したとしても、医師の勤務地・診療科の選択と地域医療の確保との調和を図るといった構造的な問題の解決や、現場の実態を踏まえた医師確保が行われなければ、地域間の偏在や診療科間の偏在の解消といった医師不足の問題の解決には繋がらない。

については、医師不足の問題を解消し、全ての住民が安心・安全な医療を受けられる体制の構築に向け、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 医師需給推計については、医師の勤務環境等の状況の変化をよく反映させた条件の下で再度検証を行うとともに、医師確保にあたって、単に地域間の医師の奪い合いとならないよう、医師数全体の底上げを図ることとし、大学が医師不足地域に必要な医師を育成・派遣する役割を果たすことができるよう、臨時定員を含む医学部定員を確保すること。また、医師不足が顕著な地域における医学部新設や既設医学部の定員増を可能とすることなど、地域の実情を踏まえた医師確保対策を充実させること。なお、医学部新設にあたっては、医師偏在を助長

することがないよう、設置者に対し適切な指導を行うこと。

- 2 医師偏在指標や目標医師数を都道府県が独自に算定し、検証できるよう、これらの算定方法や基礎数値を明らかにすること。また、専門医養成募集定員のシーリングや臨床研修制度の権限移譲等の地方への影響が大きい制度改正については、制度の本来の目的を踏まえつつ、地域や診療科の偏在の是正にも資するよう、医師法の規定及び趣旨に基づき事前に都道府県の意見を聞くこと等により、迅速かつ継続的な見直しを行うこと。
- 3 地域及び診療科の医師偏在解消に向け、医師が少ない地域や過重な負担がかかる地域の拠点病院の勤務医、政策的ニーズの高い、あるいは高度な医療技術を必要とする医療分野に係る診療報酬（ドクターフィーの導入など）を含めたインセンティブの設定、将来の医療需要を踏まえた診療科毎の定員や専門医養成定員の設定といった実効的な制度の創設など、国が医師偏在対策を主体的に検討するとともに、地域医療介護総合確保基金の充実など、都道府県が地域の実情に応じた柔軟な医師確保対策を行えるよう、国が責任を持って支援すること。

5 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理について

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）を含む廃棄物については、PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）に定められた期間内の処理が、保管事業者に義務付けられており、各都県では、自らが一保管事業者として、公共施設等における変圧器・コンデンサー・安定器などのPCB廃棄物の処理を進めている。

しかし、昨今、国が実施した実態調査等の結果、橋梁等に高濃度PCBを含有した塗料が使用されている可能性が明らかになったところであり、さらに低濃度PCBを含有した塗料も相当数使用されていることが見込まれ、今後、各自治体では、その処理に大きな費用負担を強いられることが予想される。

また、各都県では、民間事業者に対しても、PCB廃棄物の適正な処理を促しているが、処分期間の終了が迫る中、処理の動きは迅速とは言えず、特に支援の仕組みのない低濃度PCB廃棄物については、期間内の処理完了は予断を許さない状況にある。

については、PCB廃棄物の処分期間内における確実かつ適正な処理に向け、次の事項について、特段の措置を講じられたい。

- 1 PCBを含有した塗料を使用した塗膜の除去、塗膜くずの処理について、各自治体及び民間事業者が期間内に確実かつ適正に行えるよう、十分な支援策を講じること。
- 2 低濃度PCB廃棄物においても、高濃度PCB廃棄物と同様に基金による処理費用の助成や専門家派遣など、適正処理に向けた技術的・財政的な支援の仕組みを構築すること。

- 3 PCB廃棄物の期間内処理について、テレビCMや新聞広告など、効果的かつ幅広い媒体を活用し、社会的機運を醸成するとともに、民間事業者に対し、処理の必要性について十分な周知を図ること。

6 特定外来生物クビアカツヤカミキリ対策について

特定外来生物クビアカツヤカミキリは、幼虫がサクラやウメ、モモなどの樹木に入り込み、木の内部を食い荒らす外来昆虫である。加害された木は衰弱し、枯死してしまうため、観光や農業、倒木による人身・建物被害など、多岐にわたる影響が懸念されている。

国内では、平成24年の初確認以降、令和元年8月末までに全国11都府県に拡がり、うち関東では5都県で確認されている。繁殖力や移動分散能力が高く、被害の拡大が懸念されるため、発生地域においては、積極的な防除や啓発に取り組んでいるところだが、効果的な防除方法が確立されておらず、また、相当額の経費がかかることから、十分な対策を行うことができていない。

そこで、クビアカツヤカミキリによる被害の拡大を防止するため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 有効な防除方法について、国が主体となって研究・開発を進め早急に確立するとともに、統一かつ効果的に活用できるよう、マニュアル化すること。
- 2 防除対策を複数年にわたって効果的かつ効率的に実施できるよう、環境省の「生物多様性保全推進交付金」の拡充又は新たな補助制度の創設などを行い、防除対策の必要経費に対する支援の充実を図ること。
- 3 行政区域を越えた防除対策が必要であることから、発生情報や先進的な取組等を国が積極的に収集し、速やかに全国に共有する情報ネットワークを構築するとともに、被害の実態を周知するため、普及啓発の体制を整備すること。

7 指定難病及び小児慢性特定疾病の患者に対する医療費助成制度の申請・認定等手続の簡素化について

難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定難病の患者や児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病の患者（以下「指定難病患者等」という。）に対する医療費助成制度は、支給認定申請等の手続が煩雑であることから、指定難病患者等や事務を行う都道府県等にとって大きな負担になっている。

特に、申請に当たっては、診断書を添付することとされているが、この取得が指定難病患者等の負担になっているほか、診断書の様式は疾病ごとに異なり、内容が詳細かつ大量であることから、記載する指定医や審査する都道府県等の負担になっている。

指定難病及び小児慢性特定疾病に基づく医療費助成制度については、それぞれ附則において「施行後5年以内を目途に、施行状況を勘案して必要があれば見直しに向けた検討を行う」旨が規定されており、現在、国において見直しを行っているところである。

については、このような状況を踏まえ、見直しに当たっては、指定難病患者等や都道府県等の負担軽減を図るよう、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 申請書に添付することとされている診断書については、様式を簡素化し、記載する指定医や審査する都道府県等の負担の軽減を図ること。
- 2 申請者である指定難病患者等の利便性の向上、指定医及び都道府県等の事務負担の軽減を図るため、医療費助成申請及び診断書データの電子化を着実に進めること。

8 太陽光発電施設の適切な廃棄等に向けた取組について

地球温暖化対策の新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択され、脱炭素社会への歩みが加速する中、エネルギーの分散確保等の観点からも、再生可能エネルギーの積極的な活用が必要である。

太陽光発電設備は、2012年の固定価格買取制度導入以降、加速度的に普及し、再生可能エネルギーの導入促進に大きく貢献しており、今後もさらなる導入が期待されている。

一方で、太陽光パネルの寿命は25～30年程度とも言われており、将来、使用済みパネルの大量排出が想定されていることから、資源の有効利用により環境への負荷をできるかぎり低減するため、使われなくなったパネルのリユースやリサイクルを進める必要がある。

また、事業終了後や事業者の経営破綻時などにおいて、パネルの放置や不適切な廃棄処理が行われた場合には、地域環境への影響が懸念されることから、事業者が適切な対応を図るための施策が必要である。

国では、FIT法に基づく事業計画策定ガイドラインを2018年4月に改訂して廃棄等費用の積立てを遵守事項とするとともに、2018年7月からは積立計画や進捗状況の毎年の報告を義務化した。積立ての水準や時期は事業者の判断に委ねられており、多くの事業者において積立てが実施されていない状況が明らかになっている。

これを受けて、現在、国において、廃棄等費用の確実な積立てを担保するための制度について検討が行われており、早期の制度化が求められているとともに、不適切な廃棄処理が行われないよう具体的な仕組みを構築する必要がある。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 設備の更新や事業の終了により不要となった太陽光パネルについて、再利用が可能なものについてはリユースを促進するとともに、廃

棄するものについては、できる限りリサイクルを行うものとし、そのために必要なリサイクル技術及び社会的システムを確立すること。

- 2 発電事業者による廃棄等費用の確実な積立てを担保する制度の検討を進め、早期に法制化するとともに、当該積立金を利用して、適正な処分等が確実に行われるための具体的な仕組みを構築すること。

9 認知症施策推進大綱を踏まえた施策の推進について

国は、今年6月に「認知症施策推進大綱（以下「大綱」という。）」を取りまとめ、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していくこととしている。

大綱では、「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味であるとしているところである。さらに、誰もが認知症になりうることを意識するために、心身の状態が健康と病気の間で連続的に変化するものと捉える「未病」の考え方を取り入れることにより、「共生」の基盤のもと、認知症施策を進めていく必要がある。

加えて、認知症施策については、各自治体が、地域の実情を踏まえ、主体性を一層発揮し、積極的に施策を推進することで、より高い効果が期待できる。一方、認知症の病態解明が未だ不十分である中、自治体では、先進事例の蓄積や医学的知見が十分ではないといった課題があり、国の支援が不可欠である。

そこで、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 認知症施策の推進にあたっては、誰もが同じ社会でともに生きる、「共生」の基盤のもと、認知症についての正しい知識と理解に基づき、健康と病気の間を連続的に変化するものと捉える未病の考え方を踏まえた施策を推進すること。
- 2 国が、専門的な立場から自治体に対し助言を行うことや、企業が提供する認知症にかかる多様な商品・サービスについて国として評価や認証を行うなど、様々な場面で自治体を支援すること。

- 3 各自治体が大綱を踏まえた様々な施策を推進するための財源の確保に努めるとともに、施策の効果検証・見直しをすること。

10 子どもの死亡事例検証制度の推進について

交通事故死や虐待死、自殺、乳幼児の突然死など、未来を担うかけがえのない子どもの命が奪われる事件・事故が続発している現在、こうした悲劇を繰り返さないための子どもの安全確保対策は、喫緊の課題である。

こうした中、昨年12月に成立した「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」(成育基本法)第15条第2項において、国及び地方公共団体は、子どもの死亡の原因に関する情報収集、管理、活用等に関する体制やデータベースの整備等に取り組むことと規定されたところである。

また、近年、小児科医を中心に、子どもの死亡の原因に関する情報を収集・管理し、検証等を行う「子どもの死因究明(CDR=チャイルド・デス・レビュー)」の調査研究が行われているが、検証が小児科医の収集できる医療情報の範囲に限定されており、制度の有効性を高めるためには、医師のほかに警察、行政関係者など多職種・多機関が連携し、なおかつすべての事例を検証し、予防策を構築することが必要である。

このため、国では、概ね3年後を目途に、CDRの制度化を目指しており、その検討材料の一つとして「子どもの死因究明(CDR)体制整備モデル事業」(全国で5都道府県程度)の実施が予定されているところである。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 子どもの死亡事例検証制度のモデル事業の実施にあたり、標準的なマニュアルや今後の進め方などを早期に示し、地方自治体が取り組みやすい環境を整備すること。

2 子どもたちが安全に暮らせる社会を早期に構築するため、地方における子どもの死亡事例検証制度が全国で実施されるよう、地方の実情に合わせた体制整備について、継続して支援すること。

11 地震・風水害対策等の推進について

本年9月に関東地方を直撃した台風第15号では、暴風により発生した広域な停電が長期化するなど住民生活に大きな影響を与えた。

また、10月12日から13日にかけて強い勢力を維持して上陸した台風第19号は、関東地方を中心に13都県で大雨特別警報が出され、記録的な大雨となり、複数の河川が氾濫するなど各地で甚大な被害が出ている。

東日本大震災後も我が国は様々な災害に見舞われており、地方公共団体においては、突然発生する大規模自然災害に備え、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、国と一丸となって国土強靱化に取り組み、防災・減災の徹底を図ることが求められている。

このため、住民の生命及び財産に係る被害を最小限にとどめるための地震対策や風水害対策等を推進していくことが必要である。

よって、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 地域の国土強靱化の取組への支援

国土の強靱化を確実に進めていくため、地域の実情に応じた国土強靱化地域計画に盛り込まれた事業の着実な推進が図られるよう、3か年緊急対策後においても引き続き、財政上の支援措置を講ずるとともに、大規模自然災害発生時の首都機能維持のためのバックアップ体制の強化を進めること。

また、防災・減災機能を充実させながら、「沿岸・都市部」と「内陸・高台部」の資源を生かし、産業の創出・基盤整備を行い、安全・安心で魅力ある地域づくりを実現するための規制緩和や税制・財政等の支援措置を講じること。

2 地震・津波対策の充実・強化

- (1) 地方公共団体が、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第1版）」に基づく事前避難等の防災対応を実施するに当たり、実効性を担保するための法制度の整備及び財政上の支援措置等を講じること。

南海トラフ地震臨時情報に対して、住民が正しい理解のもと適切な行動が取れるよう、国において丁寧な周知を継続して行うとともに、地方自治体の実施する啓発に対して支援を行うこと。

- (2) 防潮堤・海岸防災林の整備や大規模建築物の耐震化などのハード対策、消防団等の地域防災力充実強化や災害対策用資機材の整備などのソフト対策、高台への移転など、事前に防災や減災に資する対策を地方公共団体が重点的に進めるための財政上の支援措置等を講じること。

- (3) 「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく津波災害警戒区域等の指定を促進し、同法の実効性を高めるため、施設の安全性確保対策や区域指定による人口流出及び風評被害等の防止対策へ財政上の支援措置等を講じるとともに、地域の実情に応じた対策が円滑に進むよう、関係省庁の連携を強化すること。

- (4) 災害に強い電力供給体制の構築に向け、電気事業者に対し適切な指導を行うとともに、地方公共団体や事業者等における非常用電源の確保や無電柱化の推進などの支援策の充実を図ること。

また、エネルギー自立型の住宅・ビル・街を普及し、災害時も停電のないくらしを実現するため、太陽光発電・蓄電池システムの価格低減を促す取組や外部への電源供給が可能な自動車の活用などを推進すること。

- (5) 消防防災ヘリコプターの安全対策を充実するため、2人操縦体制の導入、安全管理体制の強化等に係る費用への財政支援を行うこと。また、ヘリコプターの操縦士を安定的に確保・養成できる

よう、防衛省をはじめ関係省庁と連携を強化し、自衛隊OBの採用や操縦技能の向上を支援する仕組みを早期に構築すること。

加えて、大規模災害時の広域航空応援など多くの機体が参集、活動する場面で、機体相互の認識向上、航空管制の円滑化に資するよう、登録記号に「都道府県番号」を使用した体系的な付番基準を示すなど消防防災ヘリコプターの機体の識別が容易となる方策について検討すること。

- (6) 令和2年3月31日に期限が切れる「地震防災対策強化地域における地震対策緊急事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地震財特法）」を延長すること。

3 災害時における物流体制の充実・強化

発災直後から、支援物資を個々の避難所まで迅速かつ円滑に輸送することができるよう、物資の発注から集荷・輸送・到着までの物流に関する情報を、国、地方公共団体及び民間物流事業者等が共有し、連携して物流管理を行う仕組みの構築を国において引き続き進めること。

4 避難所運営体制の充実・強化

- (1) 自主防災組織が自助・共助の機能を発揮し、市町村と適切に役割分担を行い、また男女共同参画の視点に立って避難所運営ができるよう、住民の意識啓発や、自主防災組織の育成に係る財政上の支援措置を講じること。
- (2) 障害者、高齢者及び乳幼児等の要配慮者の避難行動や避難生活の支援並びに福祉避難所の指定拡大及び円滑な運営体制確保のため、施設や資機材・物資の整備等に係る財政上の支援策及び福祉人材の派遣などの支援に係る制度上の整備を講じること。
- (3) 増加する外国人へ対応するため、ハザードマップや避難経路等の災害情報の多言語による発信や災害時の避難所における通訳

の確保や食文化への配慮等について財政面も含めて地方公共団体が進める災害時の外国人支援の取組への支援策を講じること。

5 災害時における広域応援・受援体制の確立

- (1) 国における広域応援の実施に対応する専属組織の設置と被災地への応援の調整・指示の一元化を行うこと。
- (2) 都道府県と市町村が一体となって実施する広域応援・受援体制の確立に向けた支援を行うこと。
- (3) 被災した地方公共団体の支援を実施した地方公共団体に対して、その応援に要した経費の全額を国が負担する制度の創設を行うこと。

6 被災者生活再建支援の充実・強化

- (1) 被災者生活再建支援制度の支援金支給対象を半壊まで拡大するとともに、当該制度が適用される災害に際しては、被災区域全域を対象とすること。
- (2) 住家被害認定調査及び罹災証明書の発行業務は、各種の被災者生活再建支援業務に不可欠であるため、これらの業務に要する経費を災害救助費の対象とすること。
- (3) 支援漏れや支援の重複を防ぐなど被災者支援を効率化するため、地方公共団体の区域を越えた広域避難等にも対応できる「被災者台帳システム」の導入及び運用のための技術支援及び財政支援を行うこと。

7 風水害対策の充実・強化

- (1) 豪雨の激化や台風の大型化に対して、地方公共団体が実施する河川、下水道、海岸、砂防及び治山など総合的な風水害対策を推進するため、施設整備・改築及び荒廃森林の整備などのハード対

策や、ハザードマップの策定などのソフト対策が進められるよう、必要な財源を確保し、必要額を確実に配分すること。

また、土砂災害と洪水氾濫、山地災害による複合災害対策に関する研究の推進と技術的・財政的な支援の充実を行うこと。

- (2) ダム等の堆砂については、ダム管理者による対応が原則であるが、地形や気象などの要因により、ダム管理者による対応だけで解消することが困難であり、洪水等災害発生のある恐れがある場合、総合的な土砂管理の観点から、積極的に支援すること。

また、国が設置許可したダムについては、ダム管理者に対し、防災上の適切な指導を行うこと。

- (3) 市町村からの避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示などの避難情報について、住民が正しく理解し、適正な住民の避難行動につながるよう、一層の周知啓発を図ること。

8 火山噴火対策の充実・強化

- (1) 火山噴火の予兆現象を的確に把握するため、常時観測火山における観測体制の充実・強化を図るとともに、常時観測火山以外の活火山についても活動状況の変化を効果的に覚知できるような対策を講じること。また、国からの火山関連情報を迅速かつ効果的に住民や登山者等に情報伝達できる対策を講じること。

- (2) 火山研究人材の育成と確保を推進すること。

- (3) 避難計画の策定にあたっては、避難経路や避難場所の設定等に関する具体的な検討について技術的な助言を行うなど、計画完成までの継続的な支援を実施すること。

- (4) 噴火による広域かつ甚大な被害が想定される火山については、住民避難が円滑かつ迅速に実施できるよう、国が主体となって、ハザードマップや広域避難計画を作成すること。

また、大規模噴火に伴う降灰によって、健康被害や交通、電力

などインフラへの甚大な影響が生じることが想定されるため、大量降灰の除去・処分方法や資機材・処分場所の確保等の対応策を早期に進めること。

- (5) 住民や登山者等の生命を守るため、地方公共団体や民間が行う通信環境及び避難施設・避難路の整備、ハザードマップの作成、避難訓練の実施など、実効性のある警戒避難体制の整備について、技術的・財政的な支援の充実を図ること。

また、国立公園のうち特別保護地区及び第一種特別地域においては、国が避難施設等の整備を積極的に推進すること。

- (6) 以上の火山噴火対策について、国や地方公共団体、公共機関等の役割分担を明確にしつつ、計画的に事前対策を実施できるよう、火山噴火対策に関する法制度の充実を図ること。

9 原子力発電所の安全確保及び防災対策の強化

- (1) 原子力発電施設に係る新規制基準については、徹底した福島第一原子力発電所事故の原因の究明を行い、最新の知見を、適切に規制基準に反映するとともに、新規制基準への適合性に係る審査申請に対しては、科学的知見に基づいた厳正な審査を行うこと。

さらに、政府の要請により停止している浜岡原子力発電所については、政府が停止要請をした文書において実施するとしている事業者の対策についての厳正な評価、確認を行い、その結果を文書により提示すること。

- (2) 原子炉の廃止措置については、厳格な審査の下、安全確保に万全を期すとともに、使用済燃料やその再処理に伴い発生する高レベル放射性廃棄物、原子炉の解体に伴い発生する廃棄物の最終処分方法を早期に確立すること。
- (3) 原子力防災対策の基本となる原子力災害対策指針については、最新の知見を踏まえ、今後も継続的に改定するとともに、地方公

共団体等の意見を適切に反映していくこと。なお、UPZ外において必要に応じ実施するとされている防護対策について、改めて検討を行うこと。

また、同指針において、最も基本的な防護措置としている屋内退避について、長期に亘る場合や大規模地震との複合災害時も含め、具体的な実施方針をあらかじめ示すこと。

- (4) 広域避難計画の策定や避難ルート等の検討、モニタリングの実施などには放射性物質の拡散を予測する情報が必要と考えられるため、「拡散計算も含めた情報提供の在り方」を検討する国の分科会の報告等があったが、引き続き関係地方公共団体の意見を十分聴いた上で、具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。

また、民間事業者との協力体制の確立について、「民間事業者の協力」を検討する国の分科会の報告等を踏まえ、民間事業者等が原子力災害に対応する際の被ばく線量限度の法制化など、引き続き具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。

- (5) 広域避難計画に基づく他都県への避難を円滑に行うため、国が積極的かつ主体的に、避難先、避難経路、避難手段の確保や、避難退域時検査の体制整備、並びに避難に係る道路等のインフラの整備を行い、広域的な防災体制を整備すること。併せて、国が前面に立ち、事業者、防災関係機関、関係地方公共団体等と連携した実践的な訓練を行い、広域的な防災体制の検証を行うこと。

- (6) 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備に当たり、事前配布する住民の範囲については、地方公共団体の判断を尊重し、PAZの内外にかかわらず必要な支援を行うこと。なお、配布体制の整備に当たっては、説明を行う医師の確保・育成や説明資料の作成等について、国の責任において十分な支援を行い、住民や地方公共団体の負担を軽減できる方法を早急に示すこと。

- (7) 地方公共団体が防災対策に要する経費については、原子力災害

対策重点区域外での対策に要する経費や職員の人件費も含め、確実に財源措置を行うこと。なお、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金については、防災資機材の効率的な整備を行うため、都道府県から市町村に対する間接交付を認めるなど、運用の改善を図ること。

- (8) 上記(1)～(7)の措置等を講じるに当たっては、国民に対し、その過程も含めて徹底的に情報を開示するとともに、説明会やシンポジウムを開催し、国民の理解を得るよう、最大限の努力をすること。

12 高齢運転者の交通事故防止対策について

本年4月19日に東京都豊島区で高齢者が運転する車による親子の交通死亡事故が発生するなど、高齢運転者の交通事故防止対策が全国的な課題となっている。

国内の70歳以上の運転免許保有者は平成元年の約109万人から、平成30年には約1,130万人と、30年間で約10倍となり、今後も高齢者人口の増加に伴い、さらなる増加が見込まれる。また、75歳以上の高齢運転者による死亡事故件数（免許人口10万人当たり）は減少傾向にあるものの、75歳未満の運転者と比較して2倍以上の水準にあり、依然として高齢運転者ほど死亡事故を起こしやすい傾向が続いている。

一方、自家用車の一人当たりの保有台数は近年一貫して増加を続けており、とりわけ地方部においては移動手段に占める自家用車の割合が高く、運転免許証を返納することに抵抗のある高齢者も多い。

このような中、国は令和元年6月18日、「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」を決定し、安全運転サポート車の普及や運転免許証の自主返納者への各種支援策の広報・啓発を一層加速させるとともに、免許返納後の高齢者の移動の足となる公共交通の利用環境の改善等に大胆に取り組むとしている。

この対策は国、地方及び事業者等が連携して、早期かつ確実に進める必要があることから、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 高齢者の安全運転を支える対策の推進

- (1) 衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置等の安全運転支援装置の認定基準等を明確にするとともに、新車を対象とした義務付けの検討を加速させること。さらに、既販車への後付けも含め、これらの装置の購入に対する助成制度を創設すること。

- (2) 限定的な運転免許制度の導入についての検討を加速させること。

2 高齢者の移動を伴う日常生活を支える施策の充実

- (1) 免許返納者を含む高齢者など交通弱者の日常生活における移動手段を確保するため、地域の実情に応じ、定額タクシー、相乗りタクシーなどの取組を、自治体や事業者が、柔軟かつ機動的に実施できるよう、運賃やサービス形態などの制度について規制を緩和すること。
- (2) 地域公共交通の整備充実や定額タクシー等の新たな取組など自治体が行う移動支援策に対する財政支援を講ずること。

13 CSF（豚コレラ）対策の強化について

昨年9月、国内で26年ぶりに発生したCSFは、主要産地である関東においても発生するなど、感染が拡大している状況にある。

また、近隣国ではASF（アフリカ豚コレラ）が発生しており、中国からの旅客の携帯品から同ウイルスが確認されている。

こうした中、各自治体においては、養豚農家に対し、農場消毒など飼養衛生管理基準の遵守及び異常豚の早期発見・通報の再徹底と野生イノシシに対するCSF検査を強化するなど、あらゆる措置を講じているところである。

国においても、「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」の一部見直しにより、飼養豚への予防的ワクチン接種について新たな方針を示すなど、様々な対策を講じていただいているところであるが、日々感染リスクが高まる中、養豚農家や関係団体からは、不安の声が高まっている。

については、都道府県等の意見を十分に取り入れた上で、国家防疫として次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 野生イノシシの感染が拡大している中、関東全域など、広域での速やかな予防的ワクチン接種が可能となるよう、都県の要望を踏まえて推奨地域を設定するとともに、必要なワクチン量を早期に確保すること。
- 2 飼養豚への予防的ワクチン接種にあたっては、十分な流通対策の確保及び価格下落対策を講じること。
- 3 予防的ワクチン接種に伴い、接種豚の移動が制限され、広域的な流通を行っている種豚及び子豚生産農場の経営に影響が生じるため、国

において対策を講じること。

- 4 予防的ワクチン接種をはじめとした、各種対策に要する経費について、国の更なる財政的支援を講じること。
- 5 野生イノシシへの経口ワクチンについては、感染拡大を考慮し、速やかに対象都県エリアを見直すこと。
- 6 ASFをはじめ、近隣国で発生している家畜伝染病の国内への侵入防止のため、検疫体制（水際対策）を強化すること。